特殊詐欺被害防止に向けた
ATM利用限度額の変更のお知らせ

令和８年８月

お客さま各位

東根市農業協同組合

平素より当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してＪＡバンクをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ＡＴＭにおいてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受けて、**令和８年９月１日（火）よりＩＣキャッシュカードによる取引時の１日あたりの利用限度額を以下の通り引き下げいたします。**

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、警察庁からの要請も踏まえた対応であり、ご理解賜りたくお願いいたします。

記

ご利用限度額の引き下げの内容

媒体種別	対象取引 *1)	変更前	変更後
・ＩＣキャッシュカード （ＪＡカード一体型を含む）	ＩＣ取引	１００万円	５０万円 *)2
・磁気ストライプキャッシュカード ・通　帳	磁気取引	５０万円	５０万円

*1）ＡＴＭでのお引出し、振込等が対象となります。

*2）あらかじめ個別にご利用限度額を設定されているお客様につきましては、引続き設定されたご利用限度額の内容にてご利用いただけます。

ご利用限度額の変更を希望される場合は、ご本人様が当ＪＡ窓口にご来店ください。

＜お持ちいただくもの＞

・通帳またはキャッシュカード・お届け印・本人確認書類

以上